別記様式第４号

開発行為又は宅地造成等に関する工事の許可後の注意事項

1. 許可内容を変更する場合

許可になった内容を変更しようとする場合、（開発主等、工事施行者を変更する場合も同じ）においては、変更にかかる工事に着手する前に市長（開発建築指導課）の指示をうけてください。

1. 工事の施行状況報告書
2. 盛土規制法の許可（みなし許可を含む）を受けた場合は、３ヶ月ごとに定期報告書を提出してください。
3. 大分県規則及び大分市規則で開発主（宅地造成の場合は、造成主）は擁壁、排水施設、防災措置工事等の工事中の施行状況について報告しなければならないと規定されていますので、工事に着手する前に市長（開発建築指導課）の指示を受けてください。
4. 工事の検査
5. 盛土規制法の許可（みなし許可を含む）を受けた場合は、特定工程完了後に中間検査を受けてください。
6. 工事完了後（工区に分けた場合は、工区別）は、完了検査を受けてください。
7. 完了検査に合格しても市役所前の掲示場にその旨の公告があるまでは建築工事に着手することはできません。
8. 上記２の報告を怠ったものや検査員が必要と認めたものについては、開発主等の負担で破壊検査を行うことがあります。
9. 開発主等と工事施行者は、工事費の低廉を目的として故意に許可となった内容以下の構造物としないよう留意して、工事を完成させなければなりません。
10. 検査は、検査員が随意に検査箇所を定めて必要な事項について行いますが、そのうち一箇所でも許可になった内容以下のものがあれば不合格となります。
11. その他の事項

上記の各事項について確認しました。

年　　　月　　　日

大分市長　　　　　　　　　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 開発主（工事主） | 住　所 |
| 氏　名 |
| 工事施行者 | 住　所 |
| 氏　名 |
| 設計者 | 住　所 |
| 氏　名 |